

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 大阪府
（氏名） A

上記被審人に対する令和2年度（判）第12号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官川嶋彩子、審判官美濃口真琴、同松本佳織から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金906万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和3年5月6日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和3年3月4日

金融庁長官 氷見野 良三

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第14号に該当

被審人は、東京証券取引所市場第二部に上場されている大和工業株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成31年3月18日午前9時頃から同年4月2日午後1時59分頃までの間、11取引日にわたり、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所等において、B証券株式会社を介し、成行又は高指値の買い注文を発注して、他の投資者が発注した売り注文を買い付けることにより直前の約定値より株価を引き上げたり、下値に複数の買い注文を重層的に発注したりするなどの方法により、同株式合計24,500株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計34,900株を買い付ける一方、同株式合計31,600株を売り付け、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

2 法令の適用

法第174条の2第1項、第8項、第159条第2項第1号、第176条第2項、金融商品取引法施行令第33条の13第1号

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実につき

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、31,600株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量34,900株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(950円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量13,700株を加えた48,600株であることから、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(31,600株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(1,285円×3,100株+1,286円×800株+1,287円×200株+1,291円×300株+1,296円×100株+1,300円×5,500株+1,301円×400株+1,305円×100株+1,306円×500株+1,307円×100株+1,309円×100株+1,310円×400株+1,311円×200株+1,312円×100株+1,313円×200株+1,315円×200株

+1,318円×100株+1,320円×200株+1,325円×500株+1,327円×500株
 +1,328円×200株+1,331円×200株+1,333円×300株+1,350円×400株
 +1,352円×100株+1,353円×100株+1,355円×1,300株+1,356円×200株
 +1,357円×500株+1,365円×100株+1,368円×300株+1,370円×300株
 +1,375円×1,300株+1,376円×200株+1,400円×200株+1,401円×300株
 +1,410円×300株+1,423円×300株+1,428円×300株+1,435円×1,000株
 +1,451円×200株+1,480円×1,100株+1,482円×600株+1,484円×100株
 +1,485円×100株+1,486円×100株+1,490円×200株+1,500円×300株
 +1,501円×100株+1,509円×300株+1,515円×400株+1,516円×100株
 +1,518円×100株+1,520円×200株+1,525円×200株+1,532円×800株
 +1,550円×200株+1,557円×600株+1,558円×200株+1,560円×100株
 +1,561円×200株+1,575円×500株+1,576円×100株+1,579円×100株
 +1,580円×100株+1,597円×2,100株+1,625円×1,000株)
 - (950円×13,700株+963円×100株+964円×100株+965円×100株
 +971円×100株+972円×300株+982円×100株+983円×100株
 +1,007円×100株+1,008円×100株+1,009円×100株+1,010円×100株
 +1,014円×600株+1,016円×200株+1,018円×1,100株+1,019円×300株
 +1,020円×1,100株+1,023円×1,100株+1,073円×100株
 +1,263円×100株+1,264円×100株+1,278円×300株+1,279円×100株
 +1,283円×100株+1,284円×300株+1,285円×100株+1,289円×100株
 +1,290円×100株+1,292円×100株+1,294円×100株+1,295円×100株
 +1,296円×200株+1,297円×300株+1,299円×100株+1,300円×400株
 +1,301円×700株+1,302円×100株+1,303円×100株+1,304円×300株
 +1,305円×100株+1,306円×300株+1,307円×100株+1,308円×1,000株
 +1,309円×300株+1,310円×300株+1,312円×100株+1,313円×200株
 +1,314円×300株+1,315円×100株+1,319円×300株+1,320円×300株
 +1,322円×100株+1,324円×100株+1,325円×300株+1,329円×200株
 +1,330円×300株+1,331円×100株+1,334円×300株+1,335円×300株
 +1,336円×100株+1,340円×200株+1,343円×100株+1,344円×100株
 +1,345円×100株+1,348円×100株+1,349円×200株+1,351円×200株
 +1,353円×100株+1,373円×100株+1,375円×100株+1,382円×100株
 +1,384円×100株+1,386円×200株+1,390円×100株+1,391円×100株
 +1,398円×100株+1,510円×100株+1,529円×100株+1,530円×100株
 +1,540円×200株+1,580円×100株+1,589.9円×100株+1,590円×100株
 +1,600円×200株+1,609.9円×100株)
 =9,066,920円

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量（48,600株）が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量（31,600株）を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第67条の19又は第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格（1,294円）に当該超える数量17,000株（買付け等の数量48,600株－売付け等の数量31,600株）を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

(1,294円×17,000株)

－ (1,279円×100株+1,303円×100株+1,308円×400株+1,309円×100株+1,310円×100株+1,314円×100株+1,315円×200株+1,316円×100株+1,319円×100株+1,320円×200株+1,323円×100株+1,325円×100株+1,327円×100株+1,328円×100株+1,334円×100株+1,335円×100株+1,345円×100株+1,348円×100株+1,350円×100株+1,365円×100株+1,367円×100株+1,375円×100株+1,377円×100株+1,398円×200株+1,399円×100株+1,401円×100株+1,404円×100株+1,405円×100株+1,412円×200株+1,413円×200株+1,415円×100株+1,418円×300株+1,419円×100株+1,420円×100株+1,424円×100株+1,425円×100株+1,428円×100株+1,437円×100株+1,438円×100株+1,440円×100株+1,444円×100株+1,445円×100株+1,449円×100株+1,450円×300株+1,453円×100株+1,454円×100株+1,455円×100株+1,459円×200株+1,460円×200株+1,462円×200株+1,463円×100株+1,465円×100株+1,466円×100株+1,467円×100株+1,468円×100株+1,469円×100株+1,471円×100株+1,474円×100株+1,475円×100株+1,480円×200株+1,482円×100株+1,483円×200株+1,484円×100株+1,487円×100株+1,488円×100株+1,489円×200株+1,490円×100株+1,491円×200株+1,493円×100株+1,494円×100株+1,495円×400株+1,499円×200株+1,500円×700株+1,502円×100株+1,503円×100株+1,507円×100株+1,511円×100株+1,513円×100株+1,516円×100株+1,517円×100株+1,519円×500株+1,520円×200株+1,522円×100株+1,524円×100株+1,525円×100株+1,527円×100株+1,529円×100株+1,536円×600株+1,540円×100株+1,541円×100株+1,542円×100株+1,544円×400株+1,545円×200株+1,547円×300株+1,548円×100株+1,549円×200株+1,550円×300株+1,555円×300株+1,557円×300株+1,559円×100株+1,560円×600株+1,568円×100株+1,569円×100株+1,570円×400株+1,575円×100株+1,576円×100株+1,579円×100株+1,587円×100株+1,590円×100株+1,597円×100株)

=▲3,018,700 円

なお、本課徴金額が零を下回る場合には、零とする（法第174条の2第1項第2号ロ）。

の合計額 9,066,920 円となる。

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、9,060,000 円となる。

(別表)

違反行為状況

大和重工株式会社(東2:5610)

(単位:株)

違反行為期間	証券会社	委託株数		売買株数	
		売付	買付	売付	買付
平成31年3月18日 午前9時0分6秒~	B証券	0	600	0	5,500
平成31年3月19日	B証券	0	100	1,000	1,400
平成31年3月20日	B証券	0	11,700	6,200	9,500
平成31年3月22日	B証券	0	1,000	5,300	7,600
平成31年3月25日	B証券	0	100	0	800
平成31年3月26日	B証券	0	0	0	1,400
平成31年3月27日	B証券	0	500	2,300	3,000
平成31年3月28日	B証券	0	500	3,600	3,000
平成31年3月29日	B証券	0	0	0	1,100
平成31年4月1日	B証券	0	0	2,100	400
平成31年4月2日 ~午後1時59分32秒	B証券	0	10,000	11,100	1,200
総計		0	24,500	31,600	34,900